

介護保険システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第3回）
令和6年1月12日 【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 第3回合同WT

第3回WTの検討概要

令和6年1月12日
事務局提出資料

1. 第3回WTで検討する範囲について

○ 第3回WTで検討する範囲は以下のとおりとなります。

No	検討の論点	見直しの契機	関連箇所	
1	第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応 (全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による改正内容を含む。)	制度改正	2～4頁	本日の 確認 範囲
2	指定都市要件の「再検討」等について、必要な要件を追加	制度改正以外	指定都市要件検討 分科会で検討済	
3	指定都市要件の指定都市以外の市区町村へ拡大 ・指定都市要件の「成案」で、第2.1版に反映済の機能(16件)について必要な機能 ・検討の論点2で追加となった機能について必要な機能	制度改正以外	5～8頁	本日の 検討 範囲
4	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能要件の見直し	制度改正以外	9～13頁	

なお、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた正誤対応は、検討事項ではありませんが、確認対象として記載しております。

※ 令和6年3月改定においては、第2.1版正誤表は作成せず、「(別添)介護保険システム標準仕様書【第3.0版】(案)」に反映しております。

14～15頁

本日の
確認範囲

2. 第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応(1/3)

- 令和5年12月22日に開催された社会保障審議会介護保険部会において、「給付と負担について」は以下のとおりとされております。

第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、**今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する**（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、**低所得者の保険料上昇の抑制を図る**。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定。
 - ・ 低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。
 - ※ 介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準9段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。
 - 保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部（※）について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
 - ※ **公費約382億円（国費約191億円、地方約191億円）**
- （参考）全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議）
「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。

第1号保険料に関する見直しについては、標準段階の多段階化（9段階→13段階）、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等により低所得者の保険料上昇の抑制を図るとされています。

一定所得以上の判断基準における今後の対応について

- 2割負担の一定所得以上の判断基準のあり方については、負担能力に応じた給付と負担の不断の見直しの観点から、現場の従事者の処遇改善をはじめ、地域におけるサービス提供体制の確保に係る介護報酬改定での対応と合わせて、予算編成過程で検討を行った。
 - ※その際、以下の点に留意しつつ、検討を実施した。
 - ・ 介護サービスは、医療サービスと利用実態が異なるため、単純な比較は困難であること
 - ・ 判断基準の見直しの検討に当たっては、見直しによるサービスの利用への影響について、留意すること
 - ・ 仮に、判断基準の見直しを行う場合には保険者の実務への影響や利用者への周知期間に十分に配慮する観点から、十分な準備期間を設けること
- 大臣折衝において、以下の事項を確認した。
 - ・ 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについては、以下の内容につき、引き続き早急に、介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに、結論を得る。
 - （i）利用者負担の「一定以上所得」（2割負担）の判断基準について、以下の案を軸としつつ、検討を行う。
 - ア：直近の被保険者の所得等に応じた分布を踏まえ、一定の負担上限額を設けずとも、負担増に対応できると考えられる所得を有する利用者に限って、2割負担の対象とする。
 - イ：負担増への配慮を行う観点から、当分の間、一定の負担上限額を設けた上で、アよりも広い範囲の利用者について、2割負担の対象とする。その上で、介護サービス利用等への影響を分析の上、負担上限額の在り方について、2028年度までに、必要な見直しの検討を行う。
 - （ii）（i）の検討にあたっては、介護保険における負担への金融資産の保有状況等の反映の在り方や、きめ細かい負担割合の在り方と併せて早急に検討を開始する。

利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについては、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに、結論を得るとされています。

【標準仕様書（機能要件・帳票要件）への影響】 ＜第1号保険料に関する見直し＞

保険料段階数や標準乗率は管理項目やシステム印字項目として規定してはいるものの、数値自体を規定しているものではないため、影響はありません。

＜「一定以上所得」の判断基準の見直し＞
第10期の開始の前までに結論を得るとされたため、情報提供が次第、標準仕様書の見直しを検討します。

2. 第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応(2/3)

○ 令和5年12月27日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において、以下のとおり報告されております。

介護報酬改定率について

◆ 12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率について

・ 改定率 +1.59%

(内訳)
介護職員の処遇改善分 +0.98% (令和6年6月施行)
その他の改定率(※) +0.61%
※ 賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

・ また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となる。

介護報酬改定率については、標準仕様書に直接影響する機能要件等の規定はないため、改定が必要な事項はありません。

多床室の室料負担について

- ◆ 多床室の室料負担については、これまでの分科会での意見等を踏まえ、予算編成過程において検討することとした。
- ◆ 大臣折衝事項に基づき、在宅との負担の公平性、各施設の機能、生活環境や利用実態等に関するこれまでの介護給付費分科会における議論を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

1. 室料負担を求める多床室の入所者について

- ・ II型介護医療院(※1)の多床室の入所者
- ・ 「その他型」(※2)及び「療養型」(※3)の介護老人保健施設の多床室の入所者
- ・ いずれも8㎡/人以上に限る。

※1: I型は介護療養型医療施設、II型は介護老人保健施設を参考に人員基準等を設定

※2: 超強化型、在宅強化型、加算型、基本型のいずれに関する要件も満たさない介護老人保健施設

※3: 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に療養病床等から移行して開設した介護老人保健施設

2. 室料として負担いただく額について

- ・ 月額8千円相当(ただし、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。)

3. 施行時期について

- ・ 多床室を利用している方等に対して、十分な周知期間を確保する観点から、令和7年8月とする。

※: 引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行う。

多床室の室料負担については、施行時期を令和7年8月とされているため、今後の検討状況を踏まえ、標準仕様書の見直し等の必要な検討を行います。

【出典】第237回社会保障審議会介護給付費分科会

【資料1】介護報酬改定率、多床室の室料負担、基準費用額(居住費)について(報告)

2. 第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応(3/3)

基準費用額（居住費）について

- ◆ 基準費用額（居住費）については、これまでの分科会での意見等を踏まえ、予算編成過程において検討することとしていた。
- ◆ こうした検討に基づき、近年の光熱水費の高騰、在宅で生活する者との負担の均衡、利用者負担への影響等に関するこれまでの介護給付費分科会における議論を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

1. 基準費用額（居住費）について

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円/日引き上げる。

2. 利用者負担第1段階の多床室利用者への対応について

- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階（※）の多床室利用者については、利用者負担が増えないようにする。

※：生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者（預貯金額1,000万円（夫婦の場合2,000万円）以下であるものに限る）

3. 施行時期について

- 令和6年8月とする。

基準費用額（居住費）について、施行時期が令和6年8月とされています。基準費用額（居住費）の引き上げ、利用者負担第1段階の多床室利用者への対応が示されております。なお、基準費用額（居住費）は管理項目等で規定していないため、影響はなく、負担限度額は管理項目やシステム印字項目として規定しているものではないため、影響はありません。

【出典】第237回社会保障審議会介護給付費分科会

【資料1】介護報酬改定率、多床室の室料負担、基準費用額（居住費）について（報告）

介護報酬改定（介護報酬改定率、多床室の室料負担、基準費用額（居住費））についても、今回の改正内容は標準仕様書の見直し等は特段発生いたしません。

3. 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大(1/4)

○ 指定都市向けの機能を指定都市以外に拡大するかについて、人口規模や大量処理のために必要な機能と考えられるものを拡大対象として、以下のとおり整理しております。

① 指定都市要件の「成案」で第2.1版に反映済の機能(16件)のうち、指定都市以外に拡大する機能案(14件)

※「資料3_指定都市要件「成案」第2.1版反映済_指定都市以外への拡大」に、拡大対象/対象外、理由、機能IDを記載

No	協議案 管理番号	中項目	第2.1版 機能ID		第3.0版案 機能ID	対応概要
			全市区町村	指定都市		
1	10、20	3.1.保険料賦課共通	0230345、0230346 0230347、0230348	0238004、0238005 0238006、0238007	0231370、0231371 0231372、0231373	機能要件の統合による 削除と新規付番
2	11	3.1.保険料賦課共通	0230350	0238008	0231374	同上
3	12	3.1.保険料賦課共通	0230354	0238009	0231375	同上
4	30	4.8.督促 ※	0230479	0238010	0231384	同上
5	34	7.1.要介護/要支援 認定申請	0230665	0238011	0231389	同上
6	41、52、74	1.6.帳票出力機能	—	0238001	0231367	要件の対象拡大による 削除と新規付番
7	47	2.1.住民情報異動等に 伴う資格異動	0230265	0238003	0230265	要件の補足を反映 (機能ID変更なし)
8	80	7.5.要介護/要支援 認定	0230743、0230744 0230745	0238015、0238016 0238017	0231393、0231394 0231395	機能要件統合による 削除と新規付番
9	94	7.1.要介護/要支援 認定申請	0230668	0238012	0231390	同上
10	139	7.2.認定調査	0230688	0238013	0231391	同上
11	143	7.3.意見書作成	0230704	0238014	0231392	同上

※ 第2.1版では中項目「5.2.督促」であるが、後記の対応により第3.0版案にて「4.8.督促」へ変更。

3. 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大(2/4)

○ ①の反映としては主に以下のとおりになります。

[反映例]No.2(協議案_管理番号 11) 中項目「3.1.保険料賦課共通」 対応概要:機能要件の統合による削除と新規付番
→ 機能ID 0230350、0238008を削除し、機能ID 0231374を追加しています。

機能・帳票要件 ※小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。 [実装区分] ◎:実装必須機能、○標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3-保険料賦課	3.1-保険料賦課共通	3.1.22	修正	0230350	納入通知書と別帳票として「特別徴収開始通知書」を出力できること。 ※1一括出力もできること ※2 特別徴収開始通知書について、以下の山分けができること ・ 賦課年度単位 ※3 ハガキサイズの様式での出力もできること ※4 ハガキ様式については、プレプリント様式を用いた出力ができること ＜特別徴収開始通知書(ハガキ様式)＞ ■帳票詳細要件シート:賦課-06■	○		【第3.0版】機能ID 0231374に変更	

機能・帳票要件(指定都市) [実装区分] ◎:実装必須機能、○標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3-保険料賦課	3.1-保険料賦課共通		修正	0238008	納入通知書と別帳票として「特別徴収開始通知書」を出力できること。 ※1一括出力もできること ※2 特別徴収開始通知書について、以下の山分けができること ・ 賦課年度単位 ・ 郵便局別(地区管理コード別) ※3 ハガキサイズの様式での出力もできること ※4 ハガキ様式については、プレプリント様式を用いた出力ができること ＜特別徴収開始通知書(ハガキ様式)＞ ■帳票詳細要件シート:賦課-06■	○	人口規模や大量処理のために必要な機能 機能ID 0230350に関連する要件である。 山分けについて、特別徴収開始通知書を一括出力した場合に、特別徴収開始通知書の紙またはデータを賦課年度単位に分割して出力することができる。 例) 賦課年度単位に山分けをする場合 ・ 賦課年度2020年度分の特別徴収開始通知書(紙またはデータ) ・ 賦課年度2021年度分の特別徴収開始通知書(紙またはデータ) プレプリント様式を用いた出力は、帳票詳細要件に定めるシステム印字項目のみをシステムより印字する。なお、帳票レイアウトは実装必須機能の欄に記載している様式と同様の様式で固定文言や枠線等があらかじめ印刷された用紙とする。	2023年3月-指定都市要件として詳細化【第3.0版】機能ID 0231374に変更	

変更箇所は、※2の山分け単位について、「郵便局別(地区管理コード別)」を指定都市だけでなく、市区町村にも拡大。

機能・帳票要件 ※小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。 [実装区分] ◎:実装必須機能、○標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3-保険料賦課	3.1-保険料賦課共通	3.1.22	修正	0231374	納入通知書と別帳票として「特別徴収開始通知書」を出力できること。 ※1一括出力もできること ※2 特別徴収開始通知書について、以下の山分けができること ・ 賦課年度単位 ・ 郵便局別(地区管理コード別) ※3 ハガキサイズの様式での出力もできること ※4 ハガキ様式については、プレプリント様式を用いた出力ができること ＜特別徴収開始通知書(ハガキ様式)＞ ■帳票詳細要件シート:賦課-06■	○	山分けについて、特別徴収開始通知書を一括出力した場合に、特別徴収開始通知書の紙またはデータを賦課年度単位に分割して出力することができる。 例) 賦課年度単位に山分けをする場合 ・ 賦課年度2020年度分の特別徴収開始通知書(紙またはデータ) ・ 賦課年度2021年度分の特別徴収開始通知書(紙またはデータ) プレプリント様式を用いた出力は、帳票詳細要件に定めるシステム印字項目のみをシステムより印字する。なお、帳票レイアウトは実装必須機能の欄に記載している様式と同様の様式で固定文言や枠線等があらかじめ印刷された用紙とする。 【第3.0版】人口規模や大量処理のために必要な機能であるため、指定都市要件から変更	【第3.0版】機能ID 0230350、0238008から変更	

3. 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大(3/4)

② 指定都市要件の「再検討」で第3.0版案に追加となった機能(17件)のうち、指定都市以外に拡大する機能案(15件)

※「資料4_指定都市要件検討分科会における検討要件一覧_指定都市以外への拡大」に、拡大対象/対象外、理由、機能IDを記載

No	協議案_管理番号	中項目	第2.1版 機能ID	第3.0版案 機能ID	対応概要
1	13、22、152	3.6.口座振替依頼	—	0231377	帳票出力機能の追加による新規付番
2	33	8.8.高額サービス費	—	0231398	同上
3	48	3.5.月割賦課	0230384	0231376	要件の詳細化に伴う削除と新規付番
4	81	1.4.台帳管理機能	—	0231366	機能の追加による新規付番
5	90、132	4.7.納付証明書発行	0230456	0231378	要件の追加に伴う削除と新規付番
6	92	5.1.滞納共通管理	—	0231386	情報の管理機能の追加による新規付番
7	111、169	5.1.滞納共通管理	0230461	0231385	管理項目追加・補足の追記に伴う削除と新規付番
8	117	1.6.帳票出力機能	—	0231368	機能の追加による新規付番
9	131	3.1.保険料賦課共通	0230326	0231369	要件の詳細化に伴う削除と新規付番
10	145	7.9.謝金・報酬支払	0230813、0230818	0231396、0231397	管理項目追加に伴う削除と新規付番
11	166	5.4.滞納処分	0230492	0231387	管理項目追加に伴う削除と新規付番

3. 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大(4/4)

○ ②の反映としては主に以下のとおりになります。

[反映例]No.3(協議案_管理番号 48) 中項目「3.5.月割賦課」 対応概要:要件の詳細化に伴う削除と新規付番
 → 機能ID 0230384を削除し、機能ID 0231376を追加しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。 【実装区分】◎: 実装必須機能、○標準オプション機能、×: 実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3 保険料賦課	3.5 月割賦課	3.5.3.	修正	0230384	月割賦課更正を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。	◎		【第3.0版】機能ID 0231376に変更	令和8年4月1日

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。 【実装区分】◎: 実装必須機能、○標準オプション機能、×: 実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3 保険料賦課	3.5 月割賦課	3.5.3.	修正	0231376	月割賦課更正を行う前にデータ更新を行わず、想定される賦課処理結果を自動判定し、一覧で確認できること。	◎	当機能要件にて、介護保険法第200条の2に倣い、過年度分の保険料における賦課決定可否等も確認することを想定している。 【第3.0版】指定都市要件検討分科会での議論の結果、要件の内容を詳細化するため変更	【第3.0版】機能ID 0230384から変更	令和8年4月1日

変更箇所は、機能要件の内容を
 詳細化し、「要件の考え方・理由」
 に考え方を補記しています。

[反映例]No.1(協議案_管理番号 13、22、152) 中項目「3.6.口座振替依頼」 対応概要:帳票出力機能の追加による新規付番
 → 機能ID 0231377を追加しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。 【実装区分】◎: 実装必須機能、○標準オプション機能、×: 実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3 保険料賦課	3.6 口座振替依頼		新規追加	0231377	口座振替依頼のあった被保険者について、「口座振替開始(変更)のお知らせ」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 プレプリント様式を用いた出力ができること <口座振替開始(変更)のお知らせ(ハガキ様式)> ■帳票詳細要件 シート: 賦課-15■	○	プレプリント様式を用いた出力は、帳票詳細要件に定めるシステム印字項目のみをシステムより印字する。なお、帳票レイアウトは実装必須機能の欄に記載している様式と同様の様式で固定文言や枠線等があらかじめ印刷された用紙とする。 当要件にかかる運用を介護保険システム以外(統合取滞納管理機能)にて実施する場合は、デジタル庁にて定める「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」のとおりである。 【第3.0版】指定都市要件検討分科会での議論の結果、人口規模や大量処理のため新規追加	【第3.0版】にて新規追加	

機能要件を新規追加しています。
 新たな帳票の追加となりますので、
 帳票詳細要件と帳票レイアウトも
 追加しています。

4. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(1/5)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・第3.0版案の概要
1	<p>【検討課題一覧 No.104】 税務システムや後期高齢、保育の標準仕様書を拝見すると、督促業務はすべて収納管理機能に含まれていますが、介護保険料だけ滞納管理機能に含まれています。</p> <p>もし、収納管理機能は各個別システム、滞納機能は統合滞納管理システムを導入し、各個別システムに滞納管理機能を搭載しないとされた場合、介護保険料の督促業務ができなくなってしまいます。そのために介護保険料だけ滞納管理機能を構築するのも費用が無駄になるので、仕様書を統一していただきたいです。</p>	<p>ご意見の内容につきまして、ご意見の事例のように統合収納管理や統合滞納管理に関する機能が実装されたシステムと、介護保険等の各業務システムの導入方法によっては、介護保険料の督促に関する機能が何れのシステムにも実装されていない場合が考えられるため、大項目「5.滞納管理」に規定する「5.2.督促」機能を、大項目「4.保険料収納」に属するよう見直しました。</p> <p>【第3.0版(案)】 (別紙1)業務フロー 05 滞納管理 - 02 督促 ⇒ 04 保険料収納 - 07 督促 (別紙2)機能・帳票要件 5.滞納管理 - 5.2.督促 ⇒ 4.保険料収納 - 4.8.督促 (別紙3)帳票詳細要件、(別紙4)帳票レイアウト 滞納-01.督促状 ⇒ 収納-08.督促状 滞納-02.督促状兼納付書(ハガキ様式) ⇒ 収納-09.督促状兼納付書(ハガキ様式)</p>
2	<p>【検討課題一覧 No.120】 【対象箇所】機能ID:0231270 【意見内容】償還払い(介護予防・日常生活支援総合事業費)の管理機能が実装必須要件となっているが、実装オプションへ見直しを希望。 【意見詳細(根拠情報や理由等)】償還払いの運用は介護分が国保連合会システムに委託できるのに対して、介護予防・日常生活支援総合事業分は国保連合会システムにて対応されていないため委託運用ができない。実装必須となると保険者側で審査支払等まで組み込む必要があり、保険者システムの負荷が高い、かつ、介護分と総合事業分とで運用が異なることで煩雑になってしまう。実装必須とするのであれば国保連合会システムでの運用も合わせて検討いただきたい。</p>	<p>機能・帳票要件 10.総合事業の中項目「10.6 償還(介護予防・日常生活支援総合事業費)」はすべて標準オプション機能として規定していることから、機能ID:0231270にて規定する支払情報のうち、償還払い(介護予防・日常生活支援総合事業費)の支払情報を管理する機能は実装必須機能とはならないことから、以下のとおり、見直しました。</p> <p>【第3.0版(案)】 ○ 機能ID 0231400(標準オプション機能) →償還払い(介護予防・日常生活支援総合事業費)の支払情報の管理に関する機能。管理項目は機能ID 0231270、0231271で規定した項目を統合。 ○ 機能ID 0231401(実装必須機能) →機能ID 0231270(実装必須機能)で規定した高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支払情報を管理する機能のみを分割。 ○ 機能ID 0231402(標準オプション機能) →機能ID 0231271(標準オプション機能)で規定した高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支払情報を管理する機能のみを分割。</p> <p>また、上記の見直しに伴い、機能ID 0231272、0231273、0231275についても機能要件を実装必須機能と標準オプション機能に分割しました。</p>

4. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(2/5)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・第3.0版案の概要
3	<p>【検討課題一覧 No.121】 【対象箇所】機能ID:0231290 【意見内容】保険者にて作成した給付実績情報(介護予防・日常生活支援総合事業費)の照会機能が実装必須要件となっているが、償還払い(介護予防・日常生活支援総合事業費)のことだと想定しており、実装オプションへ見直しを希望。 【意見詳細(根拠情報や理由等)】機能ID:0231270について、償還払い(介護予防・日常生活支援総合事業費)を保険者システム側で管理するのは難しいと考えており、保険者保有分の償還払い(介護予防・日常生活支援総合事業費)の照会についても実装オプションへ見直しを希望する。</p>	<p>No.120の見直しに合わせて再確認し、ご意見を踏まえ、以下のとおり見直しました。 ○ 機能ID 0231290(実装必須機能) →標準オプション機能へ見直すこととしますが、機能ID 0231291にて規定済の内容と重複するため、機能ID 0231290は削除対応とします。 ○ 機能ID 0231292(実装必須機能) →実装区分を標準オプション機能に変更しました。</p>
4	<p>【検討課題一覧 No.123】 【対象箇所】帳票ID「0230110:介護保険給付の支払一時差止予告通知書」 【意見内容】固定文言1+編集1について、印字編集条件に、想定される印字内容として「償還払い化申請日」が記載されてるが、帳票レイアウトの文言を見る限りでは、「認定申請日」が正しいのではないか。見直しをお願いしたい。 【意見詳細(根拠情報や理由等)】記載誤りだと思われるため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、通番10「固定文言1+編集1」の印字編集条件などに記載している想定される印字内容の例示を「要介護認定申請日」に変更しました。</p>
5	<p>【検討課題一覧 No.125】 【対象箇所】帳票ID「0230113:介護保険給付の支払一時差止等処分通知書」 【意見内容】固定文言1+編集1について、印字編集条件に、想定される印字内容として「一時差止通知日」、「一時差止通知書番号」が記載されているが、帳票レイアウトの文言を見る限りでは、「予告通知書の発行年月日」、「予告通知書の文書番号」が正しいと思われるため、見直しをお願いしたい。 【意見詳細(根拠情報や理由等)】記載誤りだと思われるため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、通番10「固定文言1+編集1」の印字編集条件などに記載している想定される印字内容の例示を「保険給付差止予告通知書発行日」、「保険給付差止予告通知書番号」に変更しました。</p>
6	<p>【検討課題一覧 No.127】 【対象箇所】帳票ID「0230103:介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(照会)」 帳票ID「0230104:介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(回答)」 【意見内容】「35.介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(照会)」と「36.介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(回答)」で、対象年、フリガナ、被保険者氏名、生年月日、性別欄の横幅が異なる。 【意見詳細(根拠情報や理由等)】どちらも同じ内容を印字しており、帳票間でレイアウトに差異は不要ではないか。欄の横幅は同じサイズに見直すことを希望する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の帳票レイアウトにある被保険者情報の欄が同じサイズになるよう調整しました。 <対象帳票> 受給-35.介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(照会) 受給-36.介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(回答)</p>

4. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(3/5)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・第3.0版案の概要
7	<p>【検討課題一覧 No.130】 【対象箇所】基本データリスト(介護保険) 医療保険者情報 【意見内容】医療保険者名カナを追加して欲しい。 【意見詳細(根拠情報や理由等)】オンラインで医療保険者を入力する際、カナで検索して入力する運用が存在するため。(カナ検索がないと操作性が落ちる。)</p>	<p>基本データリストのデータ項目は、機能・帳票要件の管理項目を基にされていますので、機能ID 0230065(標準オプション機能)の管理項目に関するご意見として理解いたしました。 対象者の医療保険加入情報の管理に際し、医療保険者情報の特定のために必要な情報と考えますので、標準オプション機能の管理項目として追加しました。</p>
8	<p>【検討課題一覧 No.132】 【対象箇所】機能ID 0230035、0230036、0230037、0230038、0230178、0230179 【意見内容】機能ID 0230033(マイナポータルぴったりサービス)と同様、「要件の考え方・理由」に経過措置を認める旨の記載を追加してほしい。 【意見詳細(根拠情報や理由等)】対象箇所(引越しワンストップサービス関連要件)については、申請管理機能に関する要件として、機能ID 0230033(マイナポータルぴったりサービス)と共通しており、システム開発の観点でも大部分が共通的な機能となることが想定される。それを踏まえると、機能ID 0230033の「要件の考え方・理由」においては経過措置が認められているのに対し、対象箇所には経過措置が認められる旨の記載がなく整合性が取れていない。そのため、実質的に、機能ID 0230033においても経過措置での対応とするのは難しいと想定している。</p>	<p>ご意見のとおり、機能ID 0230033、及び対象箇所に記載の機能IDの要件は申請管理機能に関するものとなります。 現状を踏まえ、機能ID 0230033の「要件の考え方・理由」に経過措置に関する補足を記載しておりますが、ご意見の対象箇所の機能ID(6個)についても、連動する機能となりますので、「要件の考え方・理由」に同趣旨の内容を追記しました。</p>

4. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(4/5)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・第3.0版案の概要
9	<p>【検討課題一覧 No.134】 【課題名】データ項目ID:02301563「保険給付率」等(訪問介護利用者負担額減免情報グループ)について 【課題内容】項目定義について、保険給付率には“百分の90以上100以下”、訪問介護利用者負担額減額特別対策給付率には“百分の1以上10以下”という記載があります。このように定義されている法的根拠を教えてくださいませんか。</p>	<p>機能・帳票要件_6.受給者管理 機能ID 0230527(6.1.4.)に規定している管理項目「保険給付率」「特別対策給付率」に該当いたします。 管理項目「保険給付率」について、対象者の利用者負担割合を考慮し、データ項目ID 02301563:保険給付率の項目定義を「百分の70以上100以下」と修正いただくようデジタル庁と調整いたします。 管理項目「特別対策給付率」については、標準仕様書の作成当初にJ-LIS作成の中間標準レイアウトに規定される項目名等をもとに整理しており、担当課長会議(平成18年3月13日)資料等で示されております障害者自立支援法の施行に伴う経過措置適用時の給付率を管理するためのものと理解しておりました。しかし、現在では経過措置自体が終了しており、管理の必要性がないことから、管理項目「特別対策給付率」は削除させていただきました。また、データ項目ID 02301564:訪問介護利用者負担額減額特別給付率についても、削除いただくようデジタル庁と調整いたします。</p>
10	<p>【検討課題一覧 No.135】 【課題名】高額サービス及び新高額サービスに関する障害者福祉システムとのデータ連携について 【課題内容】現在、新高額障害福祉サービス等給付の自庁運用のため、介護保険システムから障害者福祉システムへデータ連携を行っております。しかし、標準化後の対応として、介護保険システムベンダより「新高額に関するデータ連携については、標準仕様書に記載が無いため対応できない」との説明がありました。確かに、介護保険システム標準仕様書には「高額サービス」に関する記載のみで「新高額サービス」に関する記載がありません。一方で、障害者福祉システム標準仕様書には、機能要件ID7.3.13にてオプション機能として「新高額について、介護保険システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。」との記載があります。以上を踏まると、介護保険システム標準仕様書に記載されている「高額サービス」には「新高額」に関する内容も含まれている解釈しているのですが、この認識に誤りはないでしょうか。解釈が誤っている場合、障害者福祉システム標準仕様書の機能要件ID7.3.13に対応する介護保険システムの機能要件IDをご教示ください。</p>	<p>ご意見について、機能・帳票要件_8.給付管理 機能ID 0231006に規定する機能要件は、障害者福祉システムの「高額サービス」に関するものであり、「新高額サービス」に関する連携機能が規定できておりませんでした。 ご意見を踏まえまして、「新高額サービス」にて必要とされるデータ項目が機能ID 0231006に規定する連携機能の項目では充足しないことを踏まえ、「新高額サービス」にて必要とされるデータ項目を提供する連携機能を以下のとおり追加いたしました。</p> <p>＜機能要件＞障害者福祉システムに、介護保険給付費明細情報を提供する。 ＜実装区分＞○(標準オプション機能) ＜要件の考え方・理由＞連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。</p> <p>なお、上記の追加に伴い、機能別連携仕様_介護保険(Output)への追加も必要となりますので、デジタル庁と調整いたします。</p>

4. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(5/5)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・第3.0版案の概要
11	<p>【検討課題一覧 No.136】 【レコード番号】3961 【課題名】介護保険：公示送達対象者情報の管理について 【課題内容】機能ID 0230160、0230161について、統合収滞納管理機能で管理する運用も考慮いただけないでしょうか。税務システム標準仕様書第2.0版では、機能要件／016共通ID: 0160064に公示送達に関する要件の記載があります。また、介護保険以外の科目においては、統合収滞納の要件をベースとして、個別の要件の記載はないものと認識しております。</p> <p>【レコード番号】4012 【課題名】介護保険：公示送達対象者情報の管理について② 【課題内容】ID1381にてご回答いただきありがとうございました。具体的な内容として追加で質問させてください。機能ID 0230160、0230161に対して、例えば「3.6口座振替依頼」の「要件の考え方・理由」欄のように、以下の内容を記載いただくことは可能でしょうか。 「当要件にかかる運用を介護保険システム以外(統合収滞納管理機能)にて実施する場合は、デジタル庁にて定める「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」のとおりである。」 弊社は公示送達対象者情報を介護保険システム以外にて管理しています。また、ご回答いただきましたとおり、「統合収滞納管理機能は、各賦課業務の収納管理機能及び滞納管理機能の実装必須機能と実装不可機能を集約されたものを機能要件として定められている」とのことであるため、統合収滞納管理機能で管理する運用でも問題ないのではないかと想定しています。</p>	<p>【レコード番号】3961への回答 機能ID 0230160、0230161に対し、統合収滞納管理機能で管理する運用も考慮してほしいということですが、具体的な内容のお示しががないため、対応を検討することができません。 なお、統合収滞納管理機能は、各賦課業務の収納管理機能及び滞納管理機能の実装必須機能と実装不可機能を集約されたものを機能要件として定められている認識ですので、統合収滞納管理機能から各賦課業務の収滞納管理機能を規定するものではないと考えます。</p> <p>【レコード番号】4012への回答 具体的な内容のご提示ありがとうございます。 保険料収納、及び滞納管理にかかる運用を統合収滞納管理機能にて行われることを踏まえ、 「要件の考え方・理由」欄への補記について、次回改定に向け、検討いたします。 なお、補記する場合、保険料収納、及び滞納管理に出力想定 of 帳票のみが対象となることに留意した内容といたします。</p> <p>以上のことを踏まえ、機能ID 0230160、0230161の「要件の考え方・理由」欄に以下の内容を追記いたしました。 <追記内容> 保険料収納、及び滞納管理に関する運用を介護保険システム以外(統合収滞納管理機能)にて実施する場合は、保険料収納、及び滞納管理の通知書等の公示送達対象者情報の管理はデジタル庁にて定める「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」のとおりとする。</p>

5. 正誤対応の内容(1/2)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・第3.0版案の概要
1	<p>2023年12月18日から実施されているデータ要件・連携要件の全国意見照会にて示された、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(各論)023_介護保険_基本データリスト【第3.1版】案(2024年2月公開予定)と整合させるため、「被保険者情報(後期高齢者医療)」へ変更しています。</p>	<p>以下のとおり、機能要件の表記を修正しました。</p> <p><修正前> 後期高齢者医療被保険者情報 もしくは、後期高齢者医療_被保険者情報</p> <p><修正後> 被保険者情報(後期高齢者医療)</p> <p>【対象となる機能・帳票要件】 機能ID 0230011、0230039、0230040、0230041、0230042、0230141、0230142、0230143、0230144</p>
2	<p>2023年12月18日から実施されているデータ要件・連携要件の全国意見照会にて示された、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(各論)023_介護保険_基本データリスト【第3.1版】案(2024年2月公開予定)と整合させるため、「店舗番号」へ変更しています。</p>	<p>以下のとおり、機能要件や帳票レイアウトの項目名の表記を修正しました。</p> <p><修正前> 店舗コード <修正後> 店舗番号</p> <p>【対象となる機能・帳票要件】 機能ID 0230072、0230079、0230108、0230110、0230111、0230409、0230444、0230872、0230878、0230884、0230888、0230894、0230896、0230897、0230915、0230968、0230970、0230976、0230978、0231008、0231205、0231211、0231239、0231246、0231270</p> <p>【対象となる帳票詳細要件】 帳票ID:0230070</p> <p>【対象となる帳票レイアウト】 帳票ID:0230039、0230070、0230147、0230148、0230150、0230151、0230154、0230155、0230156、0230157、0230158、0230159、0230160、0230173、0230174、0230187、0230199、0230202</p>
3	<p>『地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア』外部インターフェイス仕様書」における項目名称に整合させるため、修正しています。</p>	<p>以下のとおり、機能要件の表記を修正しました。</p> <p><修正前> 不開示コード <修正後> 照会側不開示コード</p> <p>【対象となる機能・帳票要件】 機能ID 0230026、0230170</p>

5. 正誤対応の内容(2/2)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・第3.0版案の概要
4	<p>「4. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し」のNo.11の対応を踏まえた補記対応</p>	<p>機能ID:0231006の「要件の考え方・理由」に以下の内容を追記しました。 <追記内容> 当要件は障害者福祉システムの「高額サービス」のための連携機能である。</p>
5	<p><訂正前> 機能ID:0230058 通知書等の出力において、印字する問合せ先情報を登録・修正・削除・照会できること。 (中略) ※3 問合せ先情報の出力有無も帳票単位に管理できること (中略) 【補足事項】 ※4の設定で出力無しとした場合は、帳票レイアウトの(問合せ先)の領域にある固定項目を含め、全て印字しないこと。</p>	<p><訂正後> 機能ID:0230058 通知書等の出力において、印字する問合せ先情報を登録・修正・削除・照会できること。 (中略) ※3 問合せ先情報の出力有無も帳票単位に管理できること (中略) 【補足事項】 ※3の設定で出力無しとした場合は、帳票レイアウトの(問合せ先)の領域にある固定項目を含め、全て印字しないこと。</p>
6	<p><訂正前> 機能ID:0230248 各申請書・届出書やお知らせ、通知書等に設けている自由記載欄(主に帳票の最下部に配置)の一番下にある自由記載欄に対して、電子申請サイトや手続き方法の案内等の自治体ホームページにアクセスするための二次元コードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無やアクセス先を設定できること</p>	<p><誤記訂正:訂正後> 機能ID:0230248 各申請書・届出書やお知らせ、通知書等に設けている自由記載欄(主に帳票の最下部に配置)に対して、電子申請サイトや手続き方法の案内等の自治体ホームページにアクセスするための二次元コードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無やアクセス先を設定できること</p>
7	<p><訂正前> 機能ID:0230599 2号被保険者における保険給付の差止について以下の給付制限情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者番号 ・保険給付差止予告決定日 ・保険給付差止適用決定日 ・適用期間(開始日、終了日) ・給付制限状態区分コード ・保険給付差止予告通知書発行日 ・保険給付差止通知書発行日 ※ 履歴管理できること</p>	<p><訂正後> 機能ID:0230599 保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間がある被保険者に対して、給付額減額の期間をシミュレーションできること。 ※ シミュレーションを行うにあたり、政令指定都市の場合は構成区、広域連合の場合は構成市町村を跨る情報で実施できること</p> <p><訂正経緯> 第2.1版(令和5年3月)提供時、機能ID:0230599の機能要件が機能ID:0230604の機能要件に置き換わっていたため、第2.0版時点の内容に戻しました。</p>